

香港ビジネスと税務ガイド (3)

香港の事業所得税

December 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

香港は、その税制度や歴史的背景により、外国企業による中国投資の玄関口として重要な役割を担っています。今回は、その香港においてビジネスを行うことにより納付義務が生じる事業所得税や登録料について解説を行います。

「香港ビジネスと税務ガイド (2) 香港における事業形態、会社設立」(2016 年 10 月 18 日付掲載) では、香港においてビジネスを行うに当たり、どのような事業形態をとることができるのか、また会社設立の具体的な手続きはどうなっているのかなどについて解説しました。今回はその続編として「香港の事業所得税」について説明します。

6. 事業に関わる税金

香港の税制度は、他国に比べて比較的簡潔なものとなっています。具体的には、所得に係わる三つの主要な税金として、事業所得税、給与所得税、資産所得税があります。そして、香港を源泉とする所得については、居住者、非居住者の区別なく課税されます。故に、香港居住者は課税を受けることなく、海外からの所得を受領することができます。一方、非居住者であっても、香港源泉の所得については課税が行われます。

(1) 事業所得税

1) 対象範囲

香港では、商品売買や職業、その他事業に従事する個人事業主、法人、共同経営者、受託者、団体など、香港を源泉とする事業によって生じた所得には、納税義務があります。

2) 税率

香港における現在の事業所得税税率は、法人が **16.5%**、パートナーシップや個人事業主をはじめとする法人格を有さない事業は **15%** となっています。また、課税所得は事業の財務諸表に計上されている利益に基づいて計算され、香港内国歳入法の個別規定に従い調整がなされます。

課税所得の算出に当たっては、内国歳入法の規定に従い、納税者は基本的に収益を上げるのに要したあらゆる支出を控除することができます。もっとも、償却費の控除は認められていませんが、内国歳入法にて資本控除制度に基づく償却に関しての課税軽減措置が定められています。

3) 非居住者および非居住者代理人

利得税について、香港の非居住者は直接的に、もしくはその代理人の名で、香港を源泉とする商取引、職業、事業などから生じた全ての所得に関して、それらの受け取りの有無にかかわらず課税される可能性があります。さらに、租税納付のための十分な資金を保全するように求められ、非居住者もしくはその代理人が保有する資産から租税の徴収が行われることもあります。

委託販売に関しては、香港居住者である受託者は下記のような義務が課せられています。

- ・ 非居住者である委託者に代わり、内国歳入庁に対して総売上高を記載した申告書を四半期ごとに提出すること
 - ・ 内国歳入庁に対して総売上高の **1%** に当たる額、もしくはそれ以下の合意された額の納付を行うこと
- 非居住者について、香港を源泉とする商取引、職業行為、事業により実現した所得が明確に把握できない場合には、売り上げに対しての合理的割合で計算されます。

4) 外国企業に対する課税

外国企業は、商取引や事業から生じた香港を源泉とする所得に関して課税されます。外国企業の香港支店は帳簿を保存し、内国歳入庁に対して香港支店の活動から生じた所得を明瞭に反映する財務諸表を提出できるようにしなければなりません。

もし内国歳入庁がこの財務書類を事業機構の活動から生じた真正な所得を反映するものではないとして受け付けなかった場合には、全世界所得を所得税の原則に従って調整する、すなわち香港に対応する部分の売り上げが全世界売り上げに占める割合で、課税所得の割り当て計算がなされることになります。

5) 推定所得

香港に事業施設がなかったとしても、特定の所得については香港源泉であり、香港における事業から発生したものであると見なされます。このようなものの例としては、下記が挙げられます。

- ・ 香港における、映画、テレビ動画、録音、その他音源などの使用料収入
- ・ 香港内、場合によっては香港外における知的財産使用料収入
- ・ 香港における事業について受けた助成金、もしくは同様の財政支援収入
- ・ 香港における動産賃貸使用料
- ・ 香港における事業運営により生じる金融機関の利息収入など

- ・ 資産から収入を得る特定の権利を譲渡することにより受け取る報酬、ないし謝礼

6) ロイヤリティー／ライセンスフィー

非居住者が映画、特許、商標その他に関して受け取った収入は、香港における職業ないし事業を源泉とする所得とされた場合、支払われた額の **30%** を限度として所得税の課税所得となります。よって、（法人については）

4.95%、もしくは（非法人については）**4.5%** の実効税率が総収入額に対して課されることとなります。特定の状況下で所得が関連者などから受け取られた場合、租税回避対抗措置として、受け取られた額の **100%** が収益であると見なされ課税されます。

7) 租税免除および控除

基本的に、全ての費用は課税所得を得るために発生した限度で控除することができます。なお、一部控除不可と規定されている支出があり、それには下記のようなものがあります。

- ・ 資本的支出
- ・ 固定資産ないし資本の売却損失
- ・ 家庭的もしくは個人的支出、課税所得を得るために支出されたものではないあらゆる支出
- ・ 内国歳入法にて規定されている租税支出、もしくは積立金で、従業員に対する報酬として支払われた特定の支出を除くもの
- ・ 家賃その他不動産支出のうち、所得を得るために支払われたものではないもの
- ・ 保険もしくは損害補償契約により回収可能な損失
- ・ 雇用者による、強制性公債金への従業員支出の **15%** を超える分の支出
- ・ 認可された慈善団体への寄付のうち課税所得の **35%** を超える部分
- ・ 個人事業主もしくはパートナーシップについて、個人事業主の場合にはその配偶者に対しての資本もしくはローンに関するあらゆる支出ないし利息支払い、パートナーシップの場合はそのパートナーもしくは配偶者に対する資本もしくはローンに関するあらゆる支出ないし利息支払い

香港にある支店もしくは支社に対して本社から請求される費用は、課税所得を得る上で必要と見なし得る限度で損金算入が認められます。

8) 損失

課税上の損失は繰越が可能であり、将来生じる課税所得との相殺を行うことができ、また年数の制限もありません。**1** 種類以上の商取引を行っている法人は、ある商取引に関して生じた損失額でもって他の取引により生じた所得から控除を行うことが可能です。しかし、損失はさかのぼって課税所得控除のために利用することはできず、親会社や子会社、その他関連会社の課税所得を減少させるために用いることも許されません。株主に変動があった際、内国歳入庁によって唯一、もしくは主要な株主変更の目的が課税上の損失を利用し、税務上の利益を得ようとするものであると認定された場合には、過去の損失の繰り越しによる課税所得の減少は認められません。なお、個人で課税上の損失があり、かつパーソナルアセスメント（香港の居住者に限り許される総合課税方法で、事業所得、資産所得、給与所得の **3** 種の所得金額を合計し税額を計算する）を選択している人については、総課税所得から損失額の控除が認められています。

もし有限会社がパートナーシップのパートナーである場合、一定の条件を満たすことで、その損失の割当相当額を自らの課税所得から控除することができます。

9) 租税回避措置立法

内国歳入法の規定より、内国歳入庁は租税上の利益を受けることを、唯一もしくは主要な目的とする取引の結果として生じる租税上の利益については否認することができます。

10) 利子所得

金融機関を除くあらゆる者は、香港の認可を受けた機関にて保有する預金から生じる利子所得の受け取りに当たっては、所得税の支払いが免除されます。なお、その際にどの通貨で預金がなされているかは関係がありません。しかし、借入金の返還を保証するための担保となっている預金に関して発生した利子は、当該借入金の利息支払いが税務上の損金として扱われている場合において、所得税支払いの免除を受けることができません。

11) 配当所得

配当所得は、その受領者が香港居住者であるか否かにかかわらず、課税を受けることはありません。

12) 納税申告およびコンプライアンス

基本的に、法人は毎年納税申告を行う必要があり、その際には監査済み財務諸表および関連する税額計算書類を内国歳入庁に提出することになります。そして、内国歳入庁は、課税所得、納税額、納税期限が記載されている納税通知書を発行することになります。内国歳入法の下では、納税のための査定は毎年行われます。特定年度の所得税の納税通知書には、下記の情報が記載されています。

- ・ 課税所得の最終確定額および当該年度の要納税額残高
- ・ 次年度に関しての仮払所得税額

後者については、当該年度について推計される所得に基づいて計算されており、大抵の場合、それは前年度の納税額と同一になります。もし納税者が申告を行わなかった場合、内国歳入庁は推定課税を行うことができます。一方、納税者は有効な申告書を推定課税に反対する旨の書類と共に推定課税の通知書の日付後 1 カ月以内に提出し、これに対抗することができます。

13) 源泉徴収税

香港の法人によって支払われた利子または配当に関しては、源泉徴収課税は行われていません。しかし、一定の状況下で非居住者に対して支払われたロイヤリティーおよびライセンスフィーについては、源泉徴収義務が発生することもあります。詳細については、上記ロイヤリティーおよびライセンスフィーについての記載箇所をご参照ください。

(2) 資本登録税

有限会社の授權資本に関する資本登録税は、2012 年 6 月 1 日以降廃止されました。

(3) 事業登録費

香港におけるあらゆる事業者は、商業登記所にて登録を行う必要があります。2014 年 4 月 1 日以降の登録料および租税などの費用は下記の通りです。

- 1 年登録：2,250 香港ドル、うち租税などの費用として 250 香港ドルを含む
- 3 年登録：5,950 香港ドル、うち租税などの費用として 750 香港ドルを含む

(4) 非課税項目

資本所得税、支払給与税（給与を支払った雇用者に対する税）は課税されません。



CONTACT

Mazars

Japan Desk

大澤 健彦 Osawa Takehiko
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. Takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn

